

厚生労働大臣が定める揭示事項

(令和7年4月1日現在)

1.当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

原則として付添いをご遠慮していただいておりますのでご了承ください。
ご要望がございましたらお気軽に職員までお尋ねください。

I 入院基本料について

各病棟において届出を行っている入院基本料は下記のとおりです。

- 2階個室 病棟 : 急性期一般入院料 4 (10対1)
- 3階A 病棟 : 急性期一般入院料 4 (10対1)・地域包括ケア入院医療管理料 1 (10対1)
- 3階B 病棟 : 障害者施設等入院基本料 (10対1)

II 看護職員の配置について

各病棟の看護職員(看護師及び准看護師)配置状況は下記のとおりです

2階個室病棟(31床): 1日に10人以上の看護職員が勤務しています

午前8時30分～午後5時00分までの看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です
午後5時00分～午前8時30分までの看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です

3階A病棟(54床): 1日に17人以上の看護職員が勤務しています

午前8時30分～午後5時00分までの看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です
午後5時00分～午前8時30分までの看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内です

3階B病棟(52床): 1日に16人以上の看護職員が勤務しています

午前8時30分～午後5時00分までの看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です
午後5時00分～午前8時00分までの看護職員1人当たりの受け持ち数は26人以内です